



身体拘束廃止指針

平成29年8月1日 作成
平成30年4月1日 改定
令和 2年7月1日 改定
令和 5年4月1日 改定
令和 7年4月1日 改定

身体拘束廃止指針

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

社会福祉法人葵新生会では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第4項の「指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

この指針は特別養護老人ホーム「あおいの里・柏」として施設が一丸となって利用者に対する身体拘束を廃止し、利用者の人権および尊厳を守るための以下の諸活動を定めることを目的とする。

(1)身体拘束の理解

(2)身体拘束の防止

(3)身体拘束の廃止

2. 身体拘束の定義

厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では以下のような11の行為を身体拘束にあたるとしている。

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
 - ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
 - ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
 - ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
 - ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
 - ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
 - ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
 - ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
 - ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する
- ただし、上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限の為の行為はすべて身体拘束とみなすものとする。

3. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

身体拘束等の適正化のための対策について、施設全体で情報共有し、今後の未然防止及び再発防止につなげ、施設全体で身体拘束等の適正化に取り組むため身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 委員会の構成と役割

(ア) 施設長

身体拘束廃止を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明し施設全体の管理者としてリーダーシップを発揮していく。

(イ) 看護師長

施設長の任命を受け、看護・介護現場管理責任者として看護師長が高齢者虐待防止委員長を担う（以下、委員長とする）

(ウ) 看護職員

身体拘束廃止について、看護面から関与をおこなう。日常の看護業務から身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(オ) 生活相談員・介護支援専門員

身体拘束廃止に向けての情報収集および体制作りをおこなう。

(エ) 介護主任・副主任

身体拘束廃止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたる。

(エ) 介護職員

身体拘束廃止についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。

課題が発見されたら適切な情報収集の後、ユニットリーダーに相談する。

(カ) 機能訓練指導員

身体拘束廃止に向けて、OT・PT面からの関与をおこなう。適切な車椅子、ベッド、ポータブルトイレおよびそれらの周辺環境の整備をおこなう。

(3) 施設長は上記職種より委員長を任命することができる。

(4) 委員会は3ヶ月に1回以上の定例開催とし、議論すべき事項は委員にあらかじめ通知する。及び委員長の判断による臨時委員会を開催する。

4. 身体拘束廃止委員会の任務

- (1) 身体拘束の問題提起に至る経過の確認
- (2) 代替案についての多面的な検討をして、決定する
- (3) 心理面・社会面・環境面等からの多面的なアセスメント
- (4) 身体拘束等の事例の集計・分析
- (5) 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- (6) 身体拘束等について報告するための様式の整備
- (7) (1)～(7)の職員への周知徹底

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年2回以上、および職員採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化に徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。外部で開催される身体拘束廃止についての研修に職員を派遣し、施設内で伝達研修をおこなう。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 施設長（責任者）への報告

身体拘束等の必要性が懸念される事態が発生した場合は、委員長は施設長へ報告し、身体拘束等が必要と判断された場合は、委員長は身体拘束廃止委員会を開催する。

突発的・緊急的に身体拘束等が必要になった場合には、身体拘束等を実施し、実施後に経緯を施設長に報告するとともに、委員長は身体拘束等廃止委員会を開催する。

(2) 虐待防止及び身体拘束廃止委員会による決定

「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認する。

委員会での審議用に、施設は（様式1）「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の案を事前に用意し、身体拘束等の必要性を審議する。身体拘束等の必要性が認められない場合は、委員会は身体拘束等以外の方法を提案する。委員会を開催した場合には、議事録を作成し5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(3) 利用者本人及び家族等への十分な説明

委員長、若しくは生活相談員は委員会で内容を確定させた（様式1）を用いて、利用者本人及び家族等へ詳細に説明し、充分な理解を得て、説明書に記名・押印してもらう。

(4) 身体拘束等の実施

身体拘束等を実施した場合、法令上、身体拘束等に関する記録は義務付けられている（様式2）「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。

(5) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による再検討

（様式2）の記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を、身体拘束廃止委員会で検討していく。また、身体拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、（様式2）の記録とともに、（様式1）を再度作成して、利用者本人及び家族等に説明し、同意を得た上で実施する。記録（様式1）（様式2）は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

（6）身体拘束等の解除

原則1か月として、拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。「身体拘束に関する説明書」に確認の署名をもらう。

7. その他の身体拘束等の適正化の推進ための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくする取り組みをしなければならない

8. 具体的な対応 <新規入所利用者>

（1）入居前の環境における情報収集

生活相談員は入居前面接時、身体拘束を受けているかどうか確認し受けているという情報を得た場合、できる限りその入居希望者のところに赴き、以下の情報を収集する

- (ア) どのような種類の身体拘束を受けているか。
- (イ) どのような理由で身体拘束を受けているか。
- (ウ) どのような時間帯に身体拘束を受けているか。
- (エ) いつごろから身体拘束を受けているか。
- (オ) これまで身体拘束を廃止しようとする試みはあったか。あればその経過。
- (カ) 身体拘束を受けていることで入居希望者にどのような影響がでているか。
- (キ) 身体拘束についての本人や家族の意向。

（2）当施設の身体拘束廃止についての方針を説明

入居希望者が入居前の環境において身体拘束を受けている、いないにかかわらず、当施設の身体拘束廃止についての方針を利用者および家族に説明する。現在、身体拘束を受けている入居希望者には特に念入りに説明する。

（3）身体拘束廃止に向けた検討会議

生活相談員は施設長・委員等へ報告し、身体拘束廃止に向けた検討会議を開催し（1）で得た情報を伝え身体拘束廃止の為の具体策について検討する。

（4）入居

入居時面接において、上記の検討会議で検討された内容と身体拘束廃止に向けての取り組みを利用者および家族に説明し、身体拘束廃止に向けた取り組みを開始する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧

- (1) 契約書・重要事項説明書に当施設の方針を明示する。
- (2) 身体拘束廃止のための指針は、利用者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表する。

10. 記録の保管

委員会の審議内容、施設内における身体拘束に関する諸記録は利用終了後5年間保管する。

11. 指針等の見直し

本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。